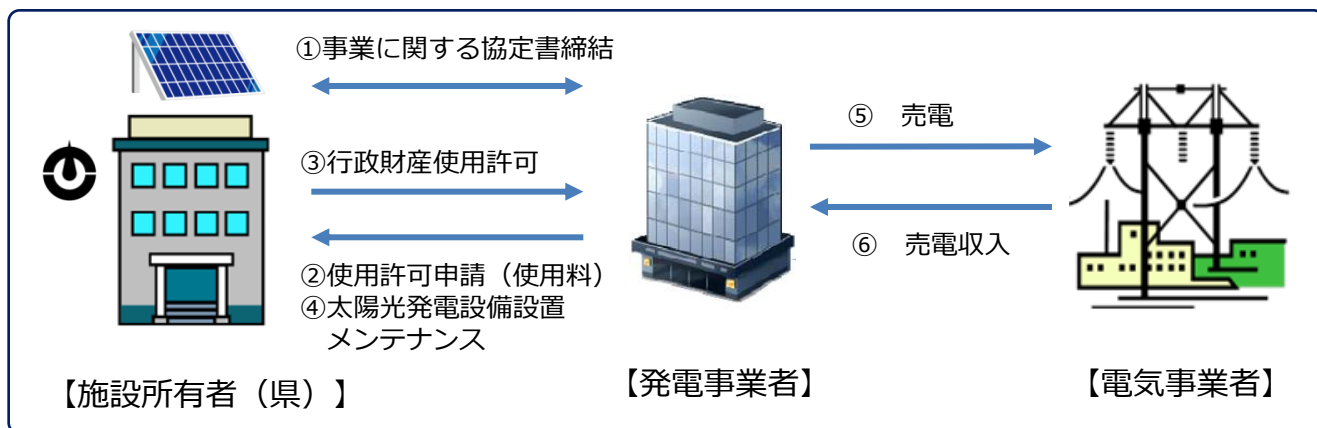
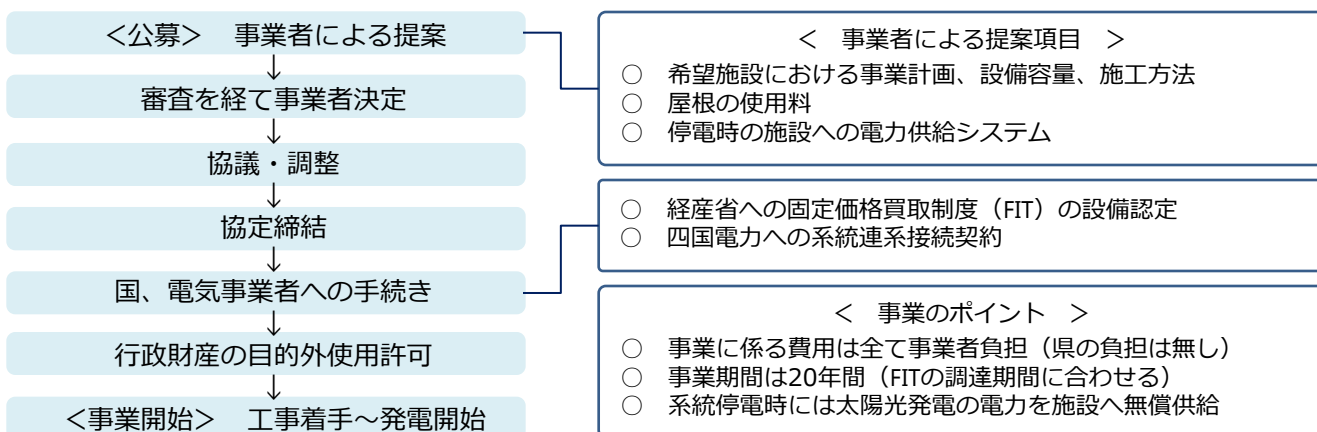


県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業

1. 事業スキーム



2. 事業フロー



3. 対象施設（12施設16棟）

No.	施設名	棟数	設置可能面積(m ²)	予想発電出力(kw)
1	甫喜ヶ峰森林公園	1	419	52
2	高知県森林技術センター	1	326	46
3	県立山田高等学校	1	558	69
4	高知県工業技術センター	3	1,095	137
5	高知県農業技術センター	2	730	92
6	県立高知農業高等学校	1	435	54
7	県立伊野商業高等学校	1	477	59
8	県立佐川高等学校	1	393	49
9	県立幡多農業高等学校	1	342	48
10	県立中村高等学校	1	353	44
11	県立中芸高等学校	2	1,053	131
12	県立窪川高等学校	1	564	70
合計		16	6,745	851

※ 設置可能面積と予想発電出力は新工ネ課にて独自に試算

県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業 公募要件等

1	事業期間	<p>売電期間（20年以内）に設備の設置及び撤去に要する期間を加えた期間</p> <p>※ 期間終了後は事業者負担により設備を撤去し、現状復旧すること。ただし、協議のうえ、事業の継続を認める場合はこの限りではない。</p>
2	利用形態	<p>①行政財産の目的外使用許可 （財産規則に基づき、許可期間が最長5年間のため、5年毎に手続き更新）</p> <p>②20年間の売電期間を担保するため、県と事業者で協定を締結する。</p>
3	事業者要件	県内事業者（法人格を有する者）又はグループ（法人の連合体）
4	屋根の使用料	<p>50円／㎡年×108／100以上を条件と、提案によるものとする。</p> <p>※パワコン等を屋根以外の土地・建物内に設置する場合は、既定の使用料算定</p>
5	費用負担	事業に係る経費は全て事業者負担とする（県の負担無）。
6	事業計画・設備容量等	提案による。
7	施工方法	提案による。
8	損害賠償	事業期間（設置工事、撤去工事及び保守管理の期間）において、施設又は第三者へ損傷や被害を及ぼしたときは、事業者が賠償責任を負う。 賠償保険に加入すること。
9	雨漏り	設置した設備が原因で雨漏りが発生したときは、直ちに事業者の負担で修繕を行うこと。
10	県の防水工事に対する措置	経年劣化により、県が防水改修工事を行う場合、当該工事に支障があるときは、事業者の負担により、太陽光発電設備の一時撤去・保管及び再設置を行うこと。 その期間の売電料の補償は行わない。
11	停電時の施設への電力供給	災害等による停電時には、施設側への電力を無償で供給すること。 なお、施設側の希望を公募の際に提示し、具体的な方法は、提案による。 例：職員室への専用コンセント設置など
12	地域貢献	提案による。 例：学校では発電状況の掲示板を設置し、環境学習に寄与するなど
13	発電状況の報告	年1回の定例報告に加え、県の求めに応じて、発電状況等を報告すること。
14	事業中止に対する措置	<p>①事業者が適正な管理を行わない等の理由により、県が使用許可を取り消す又は更新しない場合は、事業者は直ちに設備を撤去し原状回復すること。この場合、県は補償は一切行わない。</p> <p>②事業者が倒産等により事業継続が困難となる場合は、事業者の負担で設備を撤去し現状回復すること（県の補償なし）。ただし、県が事業を他団体に継承することを認めるときは事業継続可とする。</p> <p>③県の都合で施設利用を廃止する場合は、協議のうえ、設備の撤去に係る適正な額を県が事業者に対して補償する。ただし、事業廃止後に見込まれる売電収益については、県は補償は一切行わない。</p>